

地域密着型サービス事業者の实地指導における指摘事項等について

1. 平成 29 年度度地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業者に対する实地指導状況

日 時	事業所
平成 29 年 5 月	地域密着型通所介護事業所
平成 29 年 6 月	地域密着型通所介護事業所
平成 29 年 7 月	地域密着型通所介護事業所
平成 29 年 7 月	地域密着型通所介護事業所
平成 29 年 8 月	地域密着型通所介護事業所
平成 29 年 9 月	地域密着型通所介護事業所
平成 29 年 10 月	地域密着型通所介護事業所
平成 29 年 11 月	地域密着型通所介護事業所
平成 30 年 3 月	集団指導

(基準条例)

宮古島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則
(平成 25 年 3 月 27 日 規則第 12 号 改正 平成 27 年 4 月 28 日規則第 29 号 平成 29 年 3 月 30 日規則
第 15 号)

【参考】指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十六号）

2. 実地指導における主な指摘事項

●受給者資格等の確認（基準第56条の19）※準用第10条

- ・利用者ごとの被保険者資格や負担割合について、確認していない。（2事業所）

（受給資格等の確認）

第10条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

●従業者の員数（基準第56条の2）

- ・生活相談員について、提供日ごとに配置が必要であるが、不在の日や時間帯がある、または配置の記録が不明確（3事業所）
- ・従業者の兼務の状況や、勤務時間が明確に管理されていない（2事業所）
- ・機能訓練指導員が不定期配置であり、すべての利用者に関わる取り組みを行っていない（1事業所）

（従業者の員数）

第56条の2 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護

職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

●設備及び備品等（基準第56条の4）

- ・宿泊サービスについて、市に対する変更や廃止の届出が未提出（1事業所）

（設備及び備品等）

第56条の4 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
 - (2) 相談室遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者が（第56条の2第1項第3号）に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

●心身の状況の把握（基準第56条の5）

- ・統一したアセスメントのかたちが確立しておらず、利用者ごとの情報収集内容や量にばらつきがある（1事業所）
- ・介護支援専門員が作成した会議録のみで、独自の情報収集を行っていない（2事業所）

（心身の状況等の把握）

第56条の5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

●利用料等の受領（基準第56条の6）

- ・サービス提供時間帯に理美容サービス（散髪や毛染め等）を行っていた（1事業所）
- ※理美容サービスに要した時間については、通所介護サービス提供時間には含まれないため、報酬算定に注意すること。
- ・「費用総額」「保険給付額」「利用者負担額（負担割合）」が分かりやすく表示されていない（6事業所）

（利用料等の受領）

第56条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

●指定地域密着型通所介護の基本取扱方針（基準第56条の7）

- ・事業所の自己評価について、具体的な取り組みを行っていない（2事業所）

（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）

第56条の7 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

●指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針（基準第56条の8）

- ・ドライブや散歩等の屋外でのサービスが通所介護計画等に位置づけがない。またその効果についての評価が行われていない（1事業所）
- ・利用者の機能訓練の実施についての記録がされていない（2事業所）
- ・重要事項説明書やパンフレット等への利用料金表示について、単位数のみ表記されているケースや1割負担の表示のみ等、分かりやすく記載されていない（5事業所）
- ・営業時間の変更などについて、運営規程の変更を市に届け出ていない（3事業所）

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第56条の8 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然、かつ、画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

●地域密着型通所介護計画の作成（基準第56条の9）

- ・当該計画の終了期間が設定されていない
- ・記録物に修正テープを利用している（2事業所）※二重線で見え消しが望ましい
- ・居宅サービス計画を全部または一部未取得、または利用者同意のない未確定の「原案」のみ取得している（2事業所）
- ・サービスの追加・変更について、担当の介護支援専門員に確認を行った経緯の記録がない（2事業所）
- ・管理者が当該計画の内容を把握できていない
- ・居宅サービス計画外の追加利用について、対応の経緯を記録していない
- ・居宅サービス計画に位置づけのないサービスを、通所介護で行っている（食事制限の位置づけのない利用者への制限食の提供、入浴の提供等）（2事業所）

（地域密着型通所介護計画の作成）

第56条の9 指定地域密着型通所介護事業者の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

●サービスの提供の記録（基準第56条の19）※準用第18条

- ・利用者の服薬確認についての記録を残していない（3事業所）

（サービスの提供の記録）

第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

●非常災害対策（基準第56条の14）

- ・消防計画が整備されていない（1事業所）
- ・防火管理者の不在、資格の失効（2事業所）
- ・避難出入口が物でふさがれている（2事業所）

（非常災害対策）

第56条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

●衛生管理等（基準第56条の15）

- ・施設内の居室、食堂、便所、浴室、バルコニー等すべて同じスリッパでの利用となっているが、具体的な衛生管理を行っていない（1事業所）

（衛生管理等）

第56条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

●地域との連携（基準第56条の16）

- ・地域との関わりについて、事業所として取り組んでいない（2事業所）
- ・運営推進会議が定期に開催されていない（1事業所）

（地域との連携等）

第56条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

●事故発生時の対応（基準第56条の17）

- ・事業所で発生した事故について、市に届け出を行っていない（1事業所）

（事故発生時の対応）

- 第 56 条の 17 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
 - 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第 56 条の 4 第 4 項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

●記録の整備（基準第56条の18）

- ・備品台帳が作成されていない(2事業所)
- ・機能訓練指導員の業務について、記録が作成されていない（1事業所）
- ・苦情や事故に関する記録を保存していない（1事業所）

（記録の整備）

- 第 56 条の 18 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
 - (1) 地域密着型通所介護計画
 - (2) 次条において準用する第 18 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第 26 条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (6) 第 56 条の 16 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

●内容及び手続の説明及び同意（基準第56条の19） ※準用第7条

- ・重要事項説明書の記載すべき箇所が空欄になっている（2事業所）

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第 7 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 29 条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

●緊急時等の対応（基準第56条の19） ※準用第27条

- ・緊急時等の対応方法について、連絡体制等が具体的に整備されていない（2事業所）
- ・利用者の主治医についての情報を把握(記録)していない（1事業所）

（緊急時等の対応）

- 第 27 条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

●**掲示**（基準第56条の19）※準用第32条

- ・運営規程、重要事項を掲示していない、または見やすい場所に掲示されていない（5事業所）

（掲示）

第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

●**秘密保持等**（基準第56条の19）※準用第33条の3

- ・利用者や家族から、個人情報使用についての同意を文書で得ていない（1事業所）

第33条 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

●**広告**（基準第56条の19）※準用第34条

- ・新聞へ広告を掲載内容について、管理者が掲載内容を確認・把握していない（1事業所）

（広告）

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。
（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

●**会計の区分**（基準第56条の19）※準用第39条

- ・指定地域密着型通所介護の事業と他の事業との会計を区分していない（1事業所）

（会計の区分）

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

●**その他**

- ・宿泊サービスの連泊利用者について、通所介護送迎減算を片道分のみ行っていた。

（当該加算は片道につき減算となるため、連泊期間の初日、最終日以外の中日については、送迎減算×2（往復）となります）

【参考】指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発0331005・老振発0331005・老老発0331008、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

※（準用）基準第56条の19

（準用）

第56条の19 第7条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第20条、第26条、第32条第36条まで、第39条及び第50条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第56条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第32条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。